

# なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel048-844-8972 Fax048-829-7444

[nakusukai.01@saitama-k.com](mailto:nakusukai.01@saitama-k.com)

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

## 適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な業務運営を確保するための 内閣府令（案）及びガイドライン（案）に対する意見を提出しました

2018年8月16日、消費者庁は適格消費者団体及び適格消費者団体の適正な業務運営を確保するためとして、内閣府令とガイドラインの改正案を作成し意見募集をおこないました。今回の改定は、団体の適正な業務運営を確保するためと言いながら、内容はいずれも団体監督を厳格化するものであり、中にはガイドラインが法律の規律の範囲を逸脱する部分も見受けられました。埼玉消費者被害をなくす会は、改定案の問題を指摘し、変更を求める意見書を、9月14日付けで提出しました。以下をご確認ください。

意見 1	府令25条3号の追加について（意見） 第3号の条項に次のカッコ書き部分を加えるべきである。
理由	<ul style="list-style-type: none"><li>● 適格団体・特定適格団体の業務が、特定の事業者の影響により適正な業務が妨げられないようにする措置として、既に現行消契法に、理事構成の制限などの措置が講じられており、そもそも第3号を追加する必要性があるのかについて疑問が強い。</li><li>● 仮に、主務省として特定の事業者に過度に依存しているか否かの実態を把握する必要があるとしても、消費者に向けた商品・役務の供給事業を行っていない事業者（非営利活動団体・NPO法人等）の支援を受ける場合は、そもそも差止請求等の対象となる可能性がないため、現状以上の実態把握の必要性が認められない。そこで、ガイドライン改訂案の記述と同様に、適用除外規定を設けるべきである。</li><li>● 支援する事業者の本来業務と兼務により適格団体に無償で労務提供をするケースが多く、事業者の本来業務との割合が明確に区別できないことが通常であるため、「労務の提供の総額」を算定することは困難である。実態把握としては、どの事業者の職員が無償の労務提供を行っているのかを明示すれば足りるはずである。</li><li>● 適用除外とならない事業者から労務の提供を受けている場合に、労務提供の総額を主務省が把握するとしても、事務局員のプライバシー保護等の配慮から第三者への公開事項からは除外すべきである。</li></ul>
意見 2	ガイドライン改訂案の「体制及び業務規程」の総論部分について（意見） 追加記述を削除するか、少なくとも次のカッコ書き部分を追加すべきである。「適格消費者団体は過度に特定の事業者（その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）に依存することがないように留意する必要がある。」
理由	<ul style="list-style-type: none"><li>● 府令25条改正への意見の理由と共通である。</li></ul>
意見 3	ガイドライン改訂案の「適格消費者団体の事務所」について（意見）「事務所の外観、構造その他の事務所の置かれた状況からして事業者（その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）と混同されるものであってはならないこととする。」との記述のカッコ書き部分の意味が、消費者に対する商品・役務の供給事業を行っていない事業者（例えば、都道府県ごとの生活協同組合連合会）

	は含まれないことを解釈として明示すべきである。また、特定の事業者の顧問業務が2分の1に満たない弁護士・司法書士等の事務所は「客観的に差止請求の対象になることが考えられない者」の適用除外に当たることを解釈論として明示すべきである。
--	--

- 理由**
- 個々の生活協同組合(地域生協、大学生協、職場生協等)は、消費者に向けた商品・役務の供給事業を行っており、また生協の商品供給事業に関するブロックごとの事業連合も、消費者に向けた商品の表示を行う事業者となり得るのに対し、都道府県ごとの生活協同組合連合会(生協連)は、商品供給事業とは別の生協運動面での交流・活動が中心であり、消費者との間で差止請求の対象となる活動を行っているわけではない。
  - 検討委員会の専門委員である弁護士・司法書士は、消費者問題に取り組む専門家として活動しているのが実情であり、検討委員である弁護士・司法書士の事務所を概観・構造上峻別を要する事業者として一律に扱うことは実態に反する。そこで、特定の事業者の顧問業務が当該弁護士・司法書士業務の2分の1に至らない場合は、適用除外に含まれることを明示すべきである。
  - 今回のガイドライン改訂の趣旨が、差止請求業務に不当な影響を及ぼすおそれを防止するためであるとすれば、客観的に差止請求の対象となる可能性のない事業者については、業務の適正さを確保するため事務所の外観や構造の峻別を過度に強調する必要はない。各地で現実に設立し活動している大半の適格団体の実態に照らし、この点を解釈として明示することが不可欠であり、そうでなければ全国の適格団体の活動が崩壊する事態となるおそれがあることを十分に踏まえるべきである。

<b>意見</b> 4	ガイドライン改訂案のうち複数代表制について(意見)「代表者や職員が、「差止請求等相手方と特別の利害関係を有する場合」に該当するとしてその職務を行えない場合であっても、その業務を適正に遂行できる組織であること」の改訂については、その施行時期を1年後とすべきである。
----------------	---

- 理由**
- 「差止請求等相手方と特別の利害関係を有する場合に該当するとしてその職務を行えない場合」という事態は、適格消費者団体制度施行後約10年間でほとんど発生しておらず、緊急を要する事項ではない。
  - 複数代表制とすることは、定款変更を要し総会開催が必要であるところ、総会は毎年6月開催の団体が多いため、すぐには対応できない。
  - 適格消費者団体を目指して定款を作成し体制整備もほぼ終わり、必要書類を揃えて近日中に認定申請を計画している団体が2~3団体あるところ、突然のガイドライン変更により現時点で定款変更決議からやり直すことは甚大な負担となる。
  - したがって、施行時期を1年後とし、来年6月頃の総会で定款変更を行えば対応できるようにすべきである。

<b>意見</b> 5	ガイドライン改訂案のうち行政処分を受けた事業者の役員の辞任について(意見)行政処分を受けた事業者の役員が適格団体等の理事を辞任すべきことは、努力事項にとどめ、業務改善命令の対象とすべきではない。
----------------	---

- 理由**
- 消契法第13条5項6号は、適格団体役員の欠格事由として、禁固以上の刑に処せられた者または消契法・消費者裁判手続特例法その他の法令に基づく命令に違反して罰金に処せられた者と定めており、単に行政処分を受けた者や兼務先の所属団体が行政処分を受けた場合の役員は欠格事由ではない。したがって、これを実質的な辞任事由として位置づけ改善命令の対象とすることは、ガイドラインが法律の規律の範囲を逸脱するものであり許されない。
  - 行政処分を受けた事業者の役員が適格団体の理事等であり続けることが、適格団体の業務の適正さに関する社会的信頼確保のため望ましいとしても、あくまでも努力規定にとどめるべきである。

## ～平成 30 年秋（第 25 回）適格消費者団体連絡協議会が開催されました～

9 月 8 日・9 日の両日、全国の適格消費者団体・特定適格消費者団体、そして適格消費者団体を目指す団体が一堂に集まり、品川の国民生活センターにおいて連絡協議会が開催されました（担当事務局：NPO 法人消費者機構日本）。

8 日の全体会には、適格消費者団体を目指す団体も含め、31 団体 115 人が参加しました。議事に入る前に「適格消費者団体飛躍への期待」と題して、元消費者委員会事務局長の黒木理恵さんの講演がおこなわれました。黒木さんは団体の認知がひろがらない要因として「各団体のホームページなどを見るが、一般消費者が理解できる内容ではないと考えます。誰を対象に、何を伝えたいのかを明確に持って、どうすれば伝わるのかを考えなければ、ひろがらない」と指摘されました。その後、消費者庁からの報告、全国の差止請求訴訟の現状報告、健康食品の定期購入問題など、複数の事業者に共通する差止請求の問題点などの報告がありました。差止請求訴訟の現状からは、平均的損害に関する訴訟が全国で長引いている現状が明確になりました。なお、当会からは（株）NTT ドコモ、（有）台企画、（株）ディー・エヌ・エーの訴訟について報告しました。

2 日目の 9 日は、特定適格を目指す団体（現在の事案検討などに関する報告）、適格を目指す団体（認定への取り組みの共有）にわかれて話し合いをおこないました。最後におこなわれた事務局会議では、事前アンケートをもとに財政基盤強化の取り組みや、消費者スマイル基金の事務局長も参加して、団体の認知度アップに向けた共同の取り組みについての話し合いがおこなわれました。次回は 2019 年 3 月 2 日・3 日広島県でおこなわれる予定です。（事務局・加藤記）

## 成年年齢が引下げになると ～こんなこと、あんなことに要注意！～

2018 年 8 月 28 日（火）10 時より、浦和コミュニティセンター第 13 集会室にて、保足和之さん（独立行政法人 国民生活センター）を講師に迎え学習会を開催し、34 人が参加しました。



### 【概要】

2017 年度の相談では、契約時に 20 歳から 22 歳の若者からの相談事例は、18 歳から 19 歳と比べて 1.8 倍に高くなっています。20 歳から 22 歳の相談は、男性ではフリーローン・サラ金、サイドビジネスなどの金銭に関するもの、女性では脱毛エステ、痩身エステ、美顔エステ、美容医療など、美容に関するものが上位を占めています。

若者の消費者トラブルのキーワードは「スマートフォン、SNS、借金・クレジット契約」。スマートフォンは膨大かつ多様な情報を瞬時に取得できますが、誤った情報に基づいて意思決定してしまう危険性もあります。スクロールで通過してしまうところに重要な情報が含まれていることも多くあります。SNS がマルチ取引のきっかけとして利用されてしまうトラブルは 18 歳から 22 歳の若者で多くあります。

親権者の同意を得ずに未成年者が行った契約は原則として取り消すことができますが、成人になるとこのような保護はありません。社会経験が乏しい若者をねらい撃ちにする悪質な事業者もいます。成年年齢が引下げになると、18 歳になった途端にマルチ商法やエステサロン、金儲けの情報商材などの勧誘を受けたり、クレジットカード契約を勧められたりする可能性があります。

### 【若者からの相談事例】

よく考えずに契約した事例：街で声をかけられ、タレント事務所に所属契約。翌日解約を申し出たらまだ撮影も受けてないのに3万円の解約金を請求された

契約をせかされた事例：痩身エステのモニター500円の広告を見て店に出向くと、約20万のコースを勧められた。親に相談しようとしたら、もう20歳だから自分で決めればいいといわれ、エステとクレジットの契約をした。中途解約を申し出たが、13万円も請求された

20歳になった途端に契約させられた事例：20歳の誕生日が来たら契約できると友人に言われ、誕生日の2日後にA氏と会った。仮想通貨で儲けることができるので100万円が必要と言われた。お金がないと断ったがA氏に言われるままに消費者金融から100万借りた。一人勧誘すれば40万円が入ると言われたが誰も勧誘していない。解約し、返金してほしい

借金やクレジット契約を勧められた事例：人気ブロガーが行ったというエステ店で500円の体験を受けたあと、30万円の全身痩身コースを勧められた。支払えないと断ったが、分割払いで1万円なら大丈夫と言われ契約してしまった

### 【国民生活センターについて】

相談、相談情報の収集・分析・提供、商品テスト、広報・普及啓発、教育研修・資格制度、裁判外紛争解決手続き（ADR）、適格消費者団体支援を行なっています。全国に1,200か所ある消費生活センターからPIO-NETに入力された相談情報は約90万件/年あり、調査分析・実体把握、情報提供、注意喚起などに活用されています。その相談情報をもとに、知っておきたいトラブル防止のポイントが「くらしの豆知識」として出版されています。

### 【参加者の感想より一部抜粋】

- ・保証人も18歳からなれるとのこと、不安です。
- ・若者のトラブルについてはほとんど情報が入ってこない。成年年齢が引下げになると、トラブルに遭う人口が増えるだろうと怖いです。
- ・家庭内での話し合いや、子どもたちに対する教育の必要性を感じました。
- ・未成年、成年で契約などに差があるということに視点をもつことが出来ました。

## お知らせ



第54回埼玉県消費者大会が開催されます。ぜひご参加ください！

日時・会場：10月9日（火）、埼玉会館（さいたま市浦和区）

全体会：10時30分開始、記念講演は『子どもの貧困の現状と、私たちが考えなければいけないこと』（講師：湯浅 誠さん）

分科会：13時30分開始、消費者問題分科会：『成年年齢が引下げになると、何が起きる？』（助言者：保足 和之さん・国民生活センター相談情報部）、他

申込み・問合せ：048-844-8971

商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

◆埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内） TEL048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン TEL 188（いやや!）（0570-064-370）